

○公募型指名競争入札実施要領

令和 5年10月31日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除き、岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に関する委託業務（以下「工事等」という。）の業者等の選定について、工事等の内容や難易度に応じて、高度な技術力等を活用するため、公募した者の中から競争入札の参加者を選考して行う指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な手続を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 市長は、公募型指名競争入札を実施するときは、参加者を選考するために必要となる事項を審査するための合議制の組織（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、当該事業の所管部署を事務局とし、所管部署の長や関係部署の長などにより構成する。
- 3 市長は、前項に規定する以外の者を構成員とすることができる。
- 4 審査委員会の代表者は、構成員の互選により定める。
- 5 審査委員会の代表者は、必要に応じ、構成員以外の者に意見を求めることができる。

(対象)

第3条 公募型指名競争入札の対象となる工事等は、高度な技術力等を必要とするもののうち、指名委員会（岩見沢市工事参加資格者審議会及び工事入札参加者指名委員会規程（昭和54年訓令第14号）第13条に規定する工事等入札参加者指名委員会をいう。以下同じ。）が適当と認めたものとする。ただし、設計金額が500万円以下の場合、当該工事等の契約を所管する部長が認めたものについて、対象とする。

(参加要件)

第4条 公募型指名競争入札の指名を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 岩見沢市工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者で、工事においては市長が指定した工事種別及び等級に格付けされていること、業務においては市長が指定した業務種別に登録されていること。
- (2) 資格者名簿に登録されている本店又は営業所の所在地が、対象工事等において市長の指定した区域内にあること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 工事においては、対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を有していること。業務においては、対象業務に対応する資格を有していること。
- (5) 岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (7) 対象工事等に係る設計業務の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。
- (9) 共同企業体の場合にあつては、前各号のほか、対象工事等において市長が指定した共同企業体としての要件も満たしていること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めて定める条件を満たしていること。

2 工事の場合は、前項各号に定めるもののほか、次に掲げる要件にも該当するものとする。

(1) 建設業法第26条各項に規定する監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。

(2) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

3 市長は、対象工事等の内容に応じ、第1項各号及び前項各号に定める要件により難い事情があるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。

(入札参加希望者の公募)

第5条 市長は、公募型指名競争入札を執行しようとするときは、公募内容を掲示その他の方法により周知するものとする。

(入札参加資格申請)

第6条 公募型指名競争入札の指名を受けようとする者は、公募型指名競争入札参加申請書並びに対象工事等の内容及び入札参加の要件に応じて指定された書類（以下「申請書類」という。）を提出期限までに市長に提出しなければならない。

(審査等)

第7条 市長は、申請書類を受理した場合、審査委員会にその内容を審査させるものとする。

2 審査委員会は、前項の審査結果を指名委員会に報告するものとする。

3 指名委員会は、前項の報告を受けた者のうち、指名対象者としての要件を満たした者の中から指名入札参加者を選考し、市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の選考結果に基づき入札参加者を指名したときは、書面で当該指名業者及び非指名業者（第1項の審査により指名対象者としての要件を満たさなかった者を含む。）に通知するものとする。

5 市長は、前項の非指名業者に、指名されなかった理由を記載し通知するものとする。

6 前項の規定により指名されなかった理由が記載された通知を受けた非指名業者は、指定された期限までに、市長に対し、書面により指名されなかった理由について説

明を求める申立書を提出することができる。

7 市長は、前項の申立書の内容が不明確のとき、又は裏付けとなる資料がないときは、当該申立てを却下することができる。

8 市長は、第6項の申立書を受領した場合は、必要に応じて別途定める方法により回答するものとする。

(指名の取消)

第8条 市長は、前条第4項の通知の後に、指名業者が第4条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる要件に該当しないと認めたとき又は申請書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該指名業者の指名を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和5年11月1日から施行する。

(建設工事等に係る多様な入札方式等に関する実施要領の廃止)

第2条 建設工事等に係る多様な入札方式等に関する実施要領（平成21年3月31日市長決定）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この要領の施行の際、現に旧建設工事等に係る多様な入札方式等に関する実施要領の規定に基づいてなされた手続等は、なお従前の例による。